

西蒲民商二ユース

2021年5月10日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256-72-3372

FAX 0256-72-3321

県・市が飲食店に時短要請

全ての中小業者に補

償を求めます！

新潟県・市は、4月16日、コロナ対策として飲食店に時短要請を出しました。これに対して多くの飲食店が今週から休業しています。県は時短協力を出すといいますが、この制度を使って商売を継続していきましよう。

(時短要請協力金内容)

- ◎対象者、市内のスナック、バー、居酒屋などの飲食店やカラオケ店
- ◎4月21日(水)0時～5月9日(日)24時までの期間、午前5時～午後9時まで(酒類は8時)の時短要請に応ずること。
- ◎時短要請の支給額。19日間で47・5万円から380万円まで
- ◎支給例

前年度の売上が一日当たり8万3333円以下の場合(年間3042万円以下)

一日当り2・5万円×19日＝47・5万円

*売上減少額方式も選択できます。

申請方法は5月10日以降に公表されます。

*とりあえずこつしたチラシを店に貼って写真をとっておきましよう。

当店をご利用のお客様へ

新潟県の要請に基づき、感染症拡大防止のため、当店では下記のとおり時短営業します。

【実施期間】 4月21日～5月9日

通常営業時間 17時00分～23時00分	時短営業期間中の閉店時間 17時00分～21時00分
-------------------------	-------------------------------

ただし、_____は休業します。

お客さまにおかれましては、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

施設名	政風食堂フル
住所	新潟市中央区古町通7番町1010番地 (責任者：新潟 太郎)

新潟県事業継続支援金(20万)出る

巻地域のスナックAさんから「県支援金が降りた」と喜びの血がありました。Aさんは、病気で1週間店が開けられず資金繰りが大変でしたが「これでホッと一息つける、西蒲区にも電話してみたが「まだ書類がない」(10万円の支援金)言われ、早く対応してほしいと話していました。

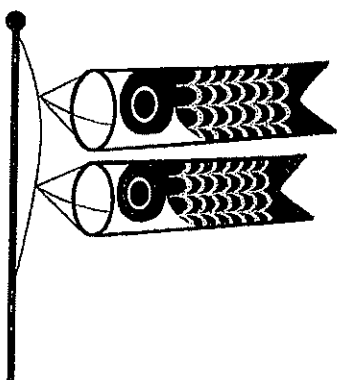
労働保険の年度更新、新規加入を

- 労働保険(労災保険、雇用保険)は、労働災害や従業員を雇うときに、加入しなければなりません。従業員は、正社員、パート、アルバイト等です。
- ① 仕事中のケガや病气、災害、通勤中の事故
 - ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
 - ③ 事業主が災害の危険がある場合は特別加入が出来ます。

5月連休の事務所体制

について

- ◎商工新聞は今回が5月10日号になり5月3日号は休刊です。
- ◎民商事務所は、5月1日～5日までお休みになります。ご相談は、5月6日以降にお願いします。



*自民党国政選挙三連敗
負けに不思議の負けなし

野村監督(朝日新聞)